

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
(公印省略)

見積依頼書

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1 件名 | 桔梗が丘宿舎B号外修繕工事 |
| 2 業務場所 | 三重県名張市桔梗が丘4-7-11 桔梗が丘宿舎B号外2箇所 |
| 3 期間 | 契約締結の翌日から 60日間 |
| 4 内容等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|------------|--|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | ・当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、建設工事の工種「建築一式工事」、建設業許可業種「建築一式」の認定を受けていること。
・本店、支店又は営業所が三重県内に所在すること。 |
| 3 見積書等 | |
| 1) 様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)によるものとします。 |
| 3) 提出期限 | 令和8年5月13日 14:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
FAX 0595-64-8964 |
| 5) 担当者 | 総務課 中岡 |
| 6) 質問書提出期限 | 令和8年5月7日 14:00 まで
※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 7) 見積回数 | 2回を限度とします。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年5月14日 14:00までとします。 |
| 8) その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 5 その他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、 履行確認後の一括支払 となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年4月28日に交付された「桔梗が丘宿舎B号外修繕工事」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構に対しての通知方法は、機構から送信 (FAX) した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信 (FAX) する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信 (FAX) していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

桔梗が丘宿舎B号外修繕工事 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が施行する「桔梗が丘宿舎B号外修繕工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事場所

三重県名張市桔梗が丘4-7-11 桔梗が丘宿舎B号外2箇所

なお、上記の外2箇所は、次に示すとおりとする。

- (1) 三重県名張市桔梗が丘1-6-71 桔梗が丘宿舎2号
- (2) 三重県名張市桔梗が丘1-6-28 桔梗が丘宿舎3号

第3節 工期

契約締結の翌日から60日間

第4節 工事内容

1. 桔梗が丘宿舎B号の浴室の床補修、便所ドアノブ取替、Vレール用戸車交換、スイッチ取替を行うものである。
2. 桔梗が丘宿舎2号の浴室の床補修、鏡取替及びドア調整を行うものである。
3. 桔梗が丘宿舎3号の浴室の床補修、鏡取替及びドア調整、玄関ドアノブ取替を行うものである。

第5節 改修内容等

資機材搬入出及び施工においては、必要に応じて適切な養生を行い既存部分の汚損防止に努めるものとする。なお、既存部分を汚損した場合は、受注者の責任において補修等を行うものとする。また、工事完了後は、当該部分の清掃片付けを確実にを行うものとし、撤去品については、適切に処分すること。

1. 直接仮設

- 1) 工事用水及び電力は、既存の施設を使用できないものとする。

2. 改修内容

1) 浴室床補修（下地不陸調整含む）

- ・浴室用床シート フクビ化学工業(株)あんから 幅1800mm×厚4.0mm、見切り、小口隠し見切R、目皿ベース（接着剤含む）（同等品以上であれば良い）

2) 便所ドアノブ取替

- ・ドアノブ（レバーハンドル表示錠付き）の取替をおこなうものである。
※BG 65mm、ドア厚 30mm、ラッチ開口23mm×58mm

3) Vレール用戸車交換

- ・洗面脱衣室、DK、和室のVレール用戸車を交換するものである。

4) スイッチ取替

- ・洗面室のスイッチ（1P15A×2、消し遅れ×1）の取替をおこなうものである。
※BG 65mm、ドア厚 30mm、ラッチ開口23mm×58mm

5) 浴室鏡取替

- ・鏡 LIXIL KGM-33110（同等品以上であれば良い）
- ・フレームセット LIXIL MFH-330E（同等品以上であれば良い）

6) 浴室ドア調整

- ・浴室ドアの調整を行うものである。

7) 玄関ドアノブ取替

- ・ドアノブ MIWA U9145HM-1 1セット (鍵3本)

第6節 提出書類

- ・作業報告書 (作業前後等の写真をまとめたもの) を1部提出するものとする。
- ・その他必要に応じて機構担当職員が指示するもの

第7節 施工条件

- 1) 作業日時については、事前に作業時間及び内容等を担当職員に連絡し調整すること。
- 2) 建物は機構職員が入居中であるため、生活に支障がないよう作業するとともに、車両移動において安全確保に努めるものとする。また作業による振動及び騒音の抑制に努めること。
- 3) 本工事の実施に当たり、事前に現地調査を行い、施工段階で手戻りが生じないよう留意すること。
- 4) 発生材の運搬、処分は受注者の責任において、各種法令を遵守し、適切に行うものとする。

第8節 設計変更

本工事の施行にあたり、変更の必要が生じた場合は、担当職員に連絡するものとし、機構が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。

第9節 その他

仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議すること。

以 上